



らぴい通信

平成29年12月13日

第37号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424 内線5034)



「あおり運転」行為はやめよう!

いわゆる「あおり運転」とは・・・?

道路交通法上の定義ではありませんが、一般的に前方を走行する車に対して進路を譲るよう強要する行為であり、車間距離を詰めて異常接近したり、追い出す、パッシング、警音器使用等によって相手を威嚇したり、嫌がらせをする等の行為とされています。

こういった「あおり運転」は、重大な交通事故に繋がる大変危険な行為です!

※下記の違反等に該当する可能性があります。

主な道路交通法違反の態様と罰則は・・・?

◆前車との車間距離を必要以上に詰める行為

- ・車間距離不保持（道路交通法第26条）
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（高速自動車国道等）
5万円以下の罰金（その他の道路）

◆急な割り込みや幅寄せ等をする行為

- ・進路変更禁止違反（道路交通法第26条の2）
5万円以下の罰金
- ・急ブレーキ禁止違反（道路交通法第24条）
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

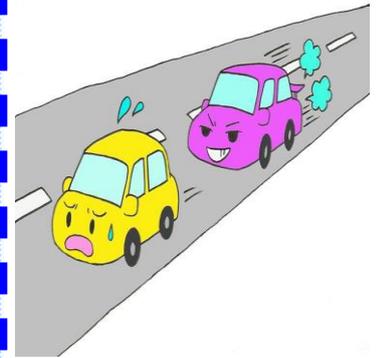
◆左側から追越しする行為

- ・追越し違反（道路交通法第28条）
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

◆パッシング、警音器を鳴らす行為

- ・減光等義務違反（道路交通法第52条）
5万円以下の罰金
- ・警音器使用制限違反（道路交通法第54条）
5万円以下の罰金

など



もし「あおり運転」行為を受けた場合は・・・?

- 近くの安全な場所に退避するとともに、直ちに110番通報してください。
- 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報をしてもらってください。
- ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用してください。